

# 五島市 HEMS 導入・再エネ電力促進業務に係るプロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

五島市 HEMS 導入・再エネ電力促進業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

### (4) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

24,000 千円

## 2. 公募に参加できる者

公募に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

### (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第 2 項の規定による申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

### (3) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年五島市告示第 156 号）第 3 条に規定する排除措置を受けていない者

### (4) 長崎県内に本社、支店等を有している者

### (5) 本業務の履行能力を有する者

## 3. 参加申込

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 暴力団等排除に関する誓約書（様式 2）

※ 様式 2 は本市の入札参加資格者名簿に登録されている事業者である場合は、提出を省略するものとする。

### (2) 提出方法

持参または郵送で提出すること。

### (3) 提出期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時必着

### (4) 提出先

8 に記載

## (5) 提出書類に関する留意事項

- ① 提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は認めない。
- ② 提出された参加申込に関する書類は返却しない。

## 4. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式3）
- ② 企画書（任意様式、A4判）  
企画提案書は、仕様書等の内容を踏まえ、次により作成すること。
- ③ 会社概要（様式4）
- ④ 業務実績（様式5）
- ⑤ 実施体制（様式6）
- ⑥ 予定担当者調書（業務責任者）（様式7）
- ⑦ 予定担当者調書（担当者）（様式8）
- ⑧ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑨ 見積書（任意様式）

見積書は、内訳も添付すること。金額は消費税込の金額とし、積算根拠を明確にすること。なお、委託上限額を超える金額の場合は失格とする。

### (2) 提出方法

持参または郵送で提出するとともに、企画提案書一式の電子データ（PDF形式）を併せて提出すること。

（送信先電子メールアドレス miraisouzou@city.goto.lg.jp）

### (3) 提出期限

令和8年3月16日（月）17時必着

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便によるものとする。

### (4) 提出部数

1部（正本）とし、上記（1）「提出書類」①～⑨の順番どおりに綴って作成すること。

## 5. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関する質問は、次により行うものとする。

### (1) 提出方法

質問書（様式9）を持参・郵送または電子メールで提出

### (2) 提出期限

令和8年2月27日（金）17時必着

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月4日（水）までに市ホームページにおいて公表する。ただし、質問内容によって公平性が失われると判断した場合は回答を行わない場合がある。

※市ホームページに回答を掲載する際、質問した事業者名は公表しない。

## 6. 審査基準及び選考方法

企画提案書に基づき、五島市 HEMS 導入・再エネ電力促進業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、比較・検討のうえ、審査基準、見積書など各方面から総合的に審査する。

審査で評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行うものとする。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

### （1）審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

### （2）選定委員会（プレゼンテーション）

提案者によるプレゼンテーションにより選定委員会で選考する。

#### ① 実施日及び会場

令和8年3月23日（月）に五島市役所で実施予定

※ 日時場所等の詳細については別途通知する。

#### ② プrezentationの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を基本として参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、別紙（様式6）実施体制に記入の業務責任者、若しくは担当者となる方は必ず1名出席すること。なお、プロジェクト等を使用する場合は事前に連絡すること。

### （3）選定結果の発表

- ① 選定結果については、令和8年3月27日（金）までに、各参加者に対して文書で通知する。
- ② 選定結果や選定内容に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 7. 留意事項

- （1）プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- （2）提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- （3）提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、五島市が承諾したものについてはこの限りではない。
- （4）提出された書類は、一切返却しない。
- （5）提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。
- （6）企画提案書は、事業者選定業務等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- （7）本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

## 8. 年度開始前準備行為

本プロポーザルについては、令和7年度補正予算および令和8年度当初予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和8年4月1日以降に契約を締結する。なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は締結しない。この場合

においては、本プロポーザルに要した全ての費用について五島市に請求することはできず、本プロポーザルの参加者の負担となるため留意すること。

#### 9. 提出先及び問合せ先

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号  
五島市総務企画部未来創造課 ゼロカーボンシティ推進班  
TEL : 0959-88-9503 FAX : 0959-74-1994  
E-mail : miraisouzou@city.goto.lg.jp